

受付 番号	種目番号 一	連絡先	担当 都筑区地域振興課 区民利用施設担当 石井 電話 948-2235
----------	-----------	-----	---

設 計 書

1 件名 旧徳持子どもの遊び場原状回復委託

2 履行場所 旧徳持子どもの遊び場（都筑区東山田町1671）

3 履行期間 期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
期限 令和8年3月31日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 不要

要（月 日 時 分 場所）

7 委託概要

旧徳持子どもの遊び場を原状回復することにより、土地所有者に返還することを目的とする。

詳細 別紙仕様書のとおり

8 部 分 払

□ す る (回以内)

■ し な い

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
旧徳持子どもの遊び場	原状回復	1	式			

※ 詳細は別紙内訳書のとおり

別紙内訳書

名称(仕様等)	数量	単位	単価	金額	備考
■旧徳持子どもの遊び場					
1 材料費 別紙仕様書に記載している仕様のもの	1	式			同等品は協議による
2 施工費(柵の撤去・新設、法面整備等)	1	式			
3 処分費	1	式			
4 運搬費	1	式			
5 消耗品費	1	式			
6 諸経費	1	式			
小計					
合計					

旧徳持子どもの遊び場原状回復委託仕様書

都筑区地域振興課

1 目的

本業務は、旧徳持子どもの遊び場について、原状回復を行い、土地所有者への返還を円滑に実施することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「担当職員」とは、業務を担当する横浜市の職員をいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者側の発議により受託者が担当職員に報告し、委託者が了解することをいう。
- (3) 「協議」とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (4) 「土地所有者」とは、東日本高速道路株式会社関東支社京浜管理事務所をいう。

3 履行場所

旧徳持子どもの遊び場（都筑区東山田町1671）

4 履行期限

令和8年3月31日まで

5 法規の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例その他の諸規定を守り、業務の円滑な進行を図ること。

6 業務内容

(1)既存柵を撤去し、立入防止柵を調達し、設置する。業務内容には、物品の運搬・搬入、立入防止柵の設置・調整、既存柵の撤去・運搬・処分、報告書の作成を含む。

ア 既存柵の撤去等

- (ア) 別紙図面で示した箇所の既存柵を撤去、運搬、処分する。
- (イ) 撤去した既存柵は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」など関連法令に従い、運搬処分すること。
- (ウ) 既存柵の撤去に発生した産業廃棄物は、撤去、運搬及び処分すること。

イ 立入防止柵の設置

- (ア) 既存柵を撤去した後に、立入防止柵を設置する。
- (イ) 一部該当箇所（現在設置中の工事用車両の出入り口）については立入防止柵の設置はせず、部材のみ別紙図面で示した箇所に保管すること。

ウ 報告書の作成

以下の内容を取りまとめ、報告書として紙で1部、併せてPDFファイル形式で電子データを提出すること。ただし、下記(ア)は電子データも合わせて提出すること。

- (ア) 設置前、設置中及び設置後の状況が分かる写真
- (イ) 産業廃棄物管理票の写し
- (ウ) 関係諸官公庁等への申請等が完了していることを示す書類（必要な場合）

(2)指定した残置物の撤去・運搬・処分を行う。（報告書の作成を含む。）

ア 門扉・ポールの撤去等

別紙図面で示した箇所の門扉・ポールを撤去、運搬、処分する。撤去に伴い発生した産業廃棄物は、撤去、搬及び処分すること。

イ 不法投棄等の残置物の処分等

別紙図面で示した敷地内の残置物を撤去、運搬、処分する。撤去に伴い発生した産業廃棄物は、撤去、運搬及び処分すること。

(3) 盛土の法面整備

(2) イの後、盛土に対して委託者との協議により決定した適切な法面の勾配の整備等を行う。
必要に応じて、委託者との協議により、法面の保護・排水対策等を講じること。

7 立入防止柵の仕様

立入防止柵は、次の各条件を満たす製品とすること。なお、同等品は協議による。

(1) 基本事項

本仕様書、その他関係する諸法令、規則及び条例などを遵守すること。

(2) 材料仕様

<断面性能>

項目	使用区分	断面係数(cm ³)			断面積(cm ²)	
		支柱	上胴縁	下胴縁	支柱	胴縁
一般型	非積雪地	3.1cm ³ 以上	1.2cm ³ 以上	1.2cm ³ 以上	3.3cm ² 以上	2.2cm ² 以上

<材料規格>

部材・部品	規 格
支柱・胴縁	JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」 SS400 JIS G 3444 「一般構造用炭素鋼鋼管」 STK400
金 網	JIS G 3552 「ひし形金網」 ポリエチレン被覆亜鉛めっき鉄線(S)製 ひし形金網 E-GS2
鉄 線	JIS G 3543 「合成樹脂被覆鉄線」 ポリエチレン被覆亜鉛めっき鉄線(S) SWME-GS2
取付金具	JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」 SS400 JIS G 3131 「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」 SPHC
ボルト・ナット	JIS B 1180 「六角ボルト」 強度区分4.6 JIS B 1181 「六角ナット」 強度区分4
鋼 管 杭	JIS G 3444 「一般構造用炭素鋼鋼管」 STK400
モルタル	$\sigma_{ck}=18N/mm^2$

<表面処理>

部材・部品	表 面 处 理
支柱・胴縁	ポリエステル系樹脂塗料 (塗装膜厚 20 μm 以上)
金 網	ポリエチレン被覆亜鉛めっき (最小被覆厚さ0.30mm以上, 亜鉛付着量25g/m ² 以上)
鉄 線	ポリエチレン被覆亜鉛めっき (最小被覆厚さ0.27mm以上, 亜鉛付着量30g/m ² 以上)
取付金具	JIS H 8641 「溶融亜鉛めっき」 HDZT49 膜厚49 μm 以上(片面)
ボルト・ナット	JIS H 8641 「溶融亜鉛めっき」 HDZT49 膜厚49 μm 以上(片面)
鋼 管 杭	JIS H 8641 「溶融亜鉛めっき」 HDZT77 膜厚77 μm 以上(片面)

<カラー>

溶融亜鉛めっき

8 工程管理

- 受託者は、工程表に基づき、適正な進捗管理に努めるものとする。
- 受託者は、工程に変更が生じる恐れがある場合には、承諾を受けるものとする。
- 受託者は、当該土地で土地所有者が行っている工事と調整して施工を行う。

9 安全管理

- (1) 受託者は、作業にあたって、地元住民及び利用者等に危険が無いよう、十分な安全対策を講じること。
- (2) 騒音や振動が発生する作業を実施する場合や利用者の利用を制限する作業を実施する場合は、必要に応じて、施設内の分かりやすい箇所に案内を掲示するほか、近隣の住宅へ案内文を投函すること。

10 作業の留意事項

- (1) 事前の準備作業や作業時間等については、担当職員及び土地所有者と調整すること。
- (2) 作業実施する場合は、事前に担当職員へ連絡すること。
- (3) 当該敷地内で土地所有者が行っている工事と調整して業務を行うこと。
- (4) 当該敷地内には、土地所有者の作業道具等が置かれている場合がある。施工時は、これらを損傷しないよう十分に注意すること。

11 検査

受託者は、委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。

12 その他

- (1) 本仕様書に特別の定めのない事項又は本仕様書の条項について疑義を生じた場合は、委託者と受託者の協議によりこれを定めるものとする。
- (2) 業務を実施するにあたって知り得た情報を外部に漏らさないこと。

第三京浜

- ・敷地内にある残置物(不法投棄等)の処分
- ・盛土法面整備等(必要に応じて盛土法面の保護・排水対策)



立入防止柵保管場所
(現在設置中の工事用車両の
出入り口部分にあたる箇所の部材置き場)
→敷地内の空いているスペースにおくこと。

工事用車両の出入り口



市道

私道

旧徳持子どもの遊び場

内側の柵撤去・処分
(新設は不要)



グレー柵に関しては撤去不要

門扉・ポールの撤去・処分



・既存柵の撤去・処分
・新たに立入防止柵を新設